

市区町村名：犬山市

小牧税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等							
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼	
あ	青塚新町	全域	50	1.1	—	—	—	—	—	—	—
い	池野地区	市街化区域	—	路線	市比準	市比準	市比準	市比準	—	—	—
		市街化調整区域									
		1 荒田、岩穴、押出、垣ノ内、北平、北高根、御殿屋敷、古山、十三塚、篠平、高洞、滝ヶ洞、寺洞、樋ノ口、西山、二ノ谷、八曾、百廻り、古新田、洞奥、藪ヶ洞、破岩、斧研、与三ヶ洞、芳ヶ洞									
		(1) 農業振興地域内の農用地区域		—	純	16純	24	—	—	—	—
		(2) 上記以外の地域	40	1.1	中	26中	34純	8.8純	8.8	—	—
		2 牛岩、大門、仲屋敷、東桑原	40	1.1	中	26中	30中	14中	14	—	—
		3 裏山、富士山	40	1.1	中	69中	48中	14中	14	—	—
		4 井ノ元、北洞、郷中、高根、野中、白山洞、南高根	40	1.1	中	32中	30中	4.8中	4.8	—	—
		5 上記以外の地域									
		(1) 農業振興地域内の農用地区域		—	純	12純	21	—	—	—	—
		(2) 上記以外の地域	40	1.1	中	19中	30中	8.9中	8.9	—	—
	池野安楽寺1～4丁目	農業振興地域内の農用地区域		—	純	12純	21	—	—	—	—
		上記以外の地域	40	1.1	中	19中	29中	12中	12	—	—
	犬山	市街化区域	—	路線	市比準	市比準	市比準	市比準	—	—	—
		市街化調整区域	50	1.1	中	24中	31中	3.7中	3.7	—	—
	今井	農業振興地域内の農用地区域		—	純	13純	25	—	—	—	—
		上記以外の地域	40	1.1	中	18中	31中	7.4中	7.4	—	—
	今井1～8丁目	農業振興地域内の農用地区域		—	純	11純	21	—	—	—	—
		上記以外の地域	40	1.1	中	16中	26中	15中	15	—	—
う	梅坪1～3丁目	農業振興地域内の農用地区域		—	純	19純	25	—	—	—	—
		上記以外の地域	50	1.1	中	24中	34	—	—	—	—
か	楽田地区	市街化区域									
		1 路線価地域	—	路線	市比準	市比準	市比準	市比準	—	—	—
		2 上記を除く犬山高根洞工業団地	50	1.1	—	—	—	—	—	—	—

市区町村名：犬山市

小牧税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
か	楽田地区	市街化調整区域	%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		1 犬山南ニュータウン、つつじヶ丘団地、二ノ宮団地	50	1.1	—	—	—	—	—	—
		2 北大門、北洞、高根洞、堂屋敷、蓮池、洞田、宮山、向山								
		(1) 農業振興地域内の農用地区域		—純	12純	18	—	—		
		(2) 上記以外の地域	50	1.1	中	32中	42中	21中	21	
		3 倉曾洞								
		(1) 倉曾団地	50	1.1	—	—	—	—	—	
		(2) 上記以外の地域	50	1.1	中	41中	39中	29中	29	
		4 上記以外の地域								
		(1) 農業振興地域内の農用地区域		—純	22純	26	—	—		
		(2) 上記以外の地域	50	1.1	中	32中	40中	5.1中	5.1	
		楽田青塚1・2丁目	農業振興地域内の農用地区域		—純	21純	26	—	—	
			上記以外の地域	50	1.1	中	31中	40中	5.9中	5.9
		楽田安師	農業振興地域内の農用地区域		—純	21純	26	—	—	
			上記以外の地域	50	1.1	中	31中	40中	5.9中	5.9
		楽田一色浦	農業振興地域内の農用地区域		—純	21純	26	—	—	
	上記以外の地域	50	1.1	中	31中	40中	5.9中	5.9		
楽田今村	農業振興地域内の農用地区域		—純	21純	26	—	—			
	上記以外の地域	50	1.1	中	31中	40中	5.1中	5.1		
楽田内久保1・2丁目	農業振興地域内の農用地区域		—純	21純	26	—	—			
	上記以外の地域	50	1.1	中	31中	40中	7.0中	7.0		
楽田打越1・2丁目	農業振興地域内の農用地区域		—純	21純	26	—	—			
	上記以外の地域	50	1.1	中	31中	40中	7.2中	7.2		
楽田大橋1～3丁目	農業振興地域内の農用地区域		—純	21純	26	—	—			
	上記以外の地域	50	1.1	中	31中	40中	9.2中	9.2		
楽田勝部前1丁目	農業振興地域内の農用地区域		—純	21純	26	—	—			
	上記以外の地域	50	1.1	中	31中	40中	5.1中	5.1		

市区町村名：犬山市

小牧税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
か	楽田上沼1・2丁目	農業振興地域内の農用地区域	%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		上記以外の地域	50	1.1	中	31	中	40	中	8.1
	楽田小針	農業振興地域内の農用地区域		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		上記以外の地域	50	1.1	中	31	中	40	中	6.9
	楽田地蔵池	農業振興地域内の農用地区域		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		上記以外の地域	50	1.1	中	31	中	40	中	5.9
	楽田大円1・2丁目	農業振興地域内の農用地区域		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		上記以外の地域	50	1.1	中	31	中	40	中	5.8
	楽田鶴池	農業振興地域内の農用地区域		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		上記以外の地域	50	1.1	中	31	中	40	中	5.9
	楽田天神1～3丁目	農業振興地域内の農用地区域		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		上記以外の地域	50	1.1	中	31	中	40	中	5.7
	楽田長塚西	農業振興地域内の農用地区域		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		上記以外の地域	50	1.1	中	31	中	40	中	5.1
	楽田長塚東	農業振興地域内の農用地区域		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		上記以外の地域	50	1.1	中	31	中	40	中	5.1
	楽田西浦1・2丁目	農業振興地域内の農用地区域		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		上記以外の地域	50	1.1	中	31	中	40	中	5.1
	楽田西野1・2丁目	農業振興地域内の農用地区域		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		上記以外の地域	50	1.1	中	31	中	40	中	9.5
	楽田巾1～3丁目	農業振興地域内の農用地区域		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		上記以外の地域	50	1.1	中	31	中	40	中	5.9
	楽田原西	農業振興地域内の農用地区域		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		上記以外の地域	50	1.1	中	31	中	40	中	5.1
	楽田原東	農業振興地域内の農用地区域		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		上記以外の地域	50	1.1	中	31	中	40	中	5.1
	楽田東追分	農業振興地域内の農用地区域		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		上記以外の地域	50	1.1	中	31	中	40	中	5.1

市区町村名：犬山市

小牧税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等								
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼		
か	楽田三ツ塚	農業振興地域内の農用地区域	%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍		
		上記以外の地域	50	1.1	中	31	中	40	中	5.1	中	5.1
	楽田山ノ田1～4丁目	農業振興地域内の農用地区域		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍		
		上記以外の地域	50	1.1	中	31	中	40	中	7.0	中	7.0
く	栗栖	草野	40	1.1	中	26	中	25	純	2.5	純	2.5
		大平、荒神洞	40	1.1	中	41	中	25	純	6.9	純	6.9
		上記以外の地域	40	1.1	中	26	中	25	純	4.9	純	4.9
こ	木津	市街化区域	—	路線	市比準	市比準	市比準	市比準	市比準	市比準		
		市街化調整区域	50	1.1	—	中	23	—	—	—		
	五郎丸	市街化区域	—	路線	市比準	市比準	市比準	市比準	市比準	市比準		
		市街化調整区域	50	1.1	—	—	—	—	—	—		
		1 犬山ニュータウン、(犬山)目の出団地	50	1.1	—	—	—	—	—	—		
		2 上記以外の地域	50	1.1	中	26	中	34	中	6.6	中	6.6
五郎丸東1～4丁目	農業振興地域内の農用地区域		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍			
	上記以外の地域	50	1.1	中	24	中	34	中	6.6	中	6.6	
し	四季の丘1～7丁目	全域	50	1.1	—	—	—	—	—			
せ	善師野	裏田、小戸、小橋、下向野、中田、伏屋		倍	倍	倍	倍	倍	倍			
		1 農業振興地域内の農用地区域		倍	倍	倍	倍	倍	倍			
		2 上記以外の地域	40	1.1	中	27	中	51	中	6.3	中	6.3
		上記以外の地域		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍		
		1 農業振興地域内の農用地区域		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍		
		2 上記以外の地域	40	1.1	中	27	中	44	中	6.4	中	6.4
善師野1～3丁目	農業振興地域内の農用地区域		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍			
	上記以外の地域	40	1.1	中	27	中	44	中	13	中	13	
善師野台1～4丁目	全域	50	1.1	—	—	—	—	—				
た	田口1～3丁目	農業振興地域内の農用地区域		倍	倍	倍	倍	倍	倍			
		上記以外の地域	40	1.1	中	36	中	51	中	13	中	13
つ	継鹿尾	全域	40	1.1	中	49	中	30	純	6.5	純	6.5

市区町村名：犬山市

小牧税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等							
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼	
は	羽黒	(1) 農業振興地域内の農用地区域	%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	
		(2) 上記以外の地域	50	1.1	中	29中	40中	5.0中	5.0		
	羽黒朝日1～6丁目	農業振興地域内の農用地区域		—	純	20純	26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1	中	29中	40中	6.0中	6.0		
	羽黒稲葉西1・2丁目	農業振興地域内の農用地区域		—	純	20純	26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1	中	29中	34中	5.4中	5.4		
	羽黒稲葉東	農業振興地域内の農用地区域		—	純	20純	26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1	中	29中	34中	5.4中	5.4		
	羽黒起	農業振興地域内の農用地区域		—	純	21純	26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1	中	30中	34中	4.8中	4.8		
	羽黒恩田島	農業振興地域内の農用地区域		—	純	20純	26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1	中	29中	34中	6.6中	6.6		
	羽黒菊川	農業振興地域内の農用地区域		—	純	20純	26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1	中	29中	40中	6.6中	6.6		
	羽黒栄1～4丁目	農業振興地域内の農用地区域		—	純	20純	26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1	中	29中	34中	6.0中	6.0		
	羽黒桜海道1丁目	農業振興地域内の農用地区域		—	純	20純	26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1	中	29中	34中	6.0中	6.0		
	羽黒新赤坂	農業振興地域内の農用地区域		—	純	19純	26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1	中	25中	35中	6.6中	6.6		
	羽黒新田	市街化区域	—	路線	市比準	市比準	市比準	市比準			
		市街化調整区域									
		1 (新田) 星和苑、椿台団地、南椿台団地	50	1.1	—	—	—	—			
		2 主要地方道春日井各務原線沿い、都計道路犬山公園小牧線沿い									
		(1) 農業振興地域内の農用地区域		—	純	22純	27	—	—		
		(2) 上記以外の地域	50	1.1	中	32中	40中	4.8中	4.8		
		3 上記以外の地域									

市区町村名：犬山市

小牧税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
は	羽黒新田	(1) 農業振興地域内の農用地区域	%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		(2) 上記以外の地域	50	1.1	中	34	中	42	中	4.8
	羽黒新外山	農業振興地域内の農用地区域		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		上記以外の地域	50	1.1	中	29	中	34	中	6.0
	羽黒摺墨	農業振興地域内の農用地区域		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		上記以外の地域	50	1.1	中	29	中	34	中	5.4
	羽黒惣境	農業振興地域内の農用地区域		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		上記以外の地域	50	1.1	中	29	中	34	中	6.6
	羽黒高橋1～4丁目	農業振興地域内の農用地区域		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		上記以外の地域	50	1.1	中	29	中	40	中	6.6
	羽黒堂前	農業振興地域内の農用地区域		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		上記以外の地域	50	1.1	中	29	中	34	中	5.4
	羽黒成海西	農業振興地域内の農用地区域		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		上記以外の地域	50	1.1	中	29	中	40	中	6.6
	羽黒成海南	農業振興地域内の農用地区域		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		上記以外の地域	50	1.1	中	29	中	40	中	6.6
	羽黒鉾添1～3丁目	農業振興地域内の農用地区域		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		上記以外の地域	50	1.1	中	29	中	34	中	6.0
	羽黒安戸西1・2丁目	農業振興地域内の農用地区域		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		上記以外の地域	50	1.1	中	29	中	34	中	6.0
	羽黒安戸南1・2丁目	農業振興地域内の農用地区域		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		上記以外の地域	50	1.1	中	25	中	35	中	6.6
	羽黒余町	農業振興地域内の農用地区域		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		上記以外の地域	50	1.1	中	29	中	34	中	5.4
	橋爪	市街化区域	—	路線	市比	準市比	準市比	準市比	準市比	準市比
		市街化調整区域	50	1.1	—	—	—	—	—	—
	橋爪東1～6丁目	農業振興地域内の農用地区域		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		上記以外の地域	50	1.1	中	24	中	34	中	6.6

市区町村名：犬山市

小牧税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等							
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼	
ま	前原	前原台団地(1～6丁目)	50	1.1	—	—	—	—	—	—	—
		犬山日の出団地、犬山前原苑	50	1.1	—	—	—	—	—	—	—
		西沢、西町、東野畔、東町、南中根									
		1 農業振興地域内の農用地区域		—純	40純	38	—	—	—	—	—
		2 上記以外の地域	50	1.1	中	51中	51中	6.8中	6.8	—	—
		橋爪山	50	1.1	中	55中	34中	13中	13	—	—
		上記以外の地域									
		1 農業振興地域内の農用地区域		—純	28純	38	—	—	—	—	—
		2 上記以外の地域	50	1.1	中	36中	51中	13中	13	—	—
		前原1・2丁目	農業振興地域内の農用地区域		—純	26純	33	—	—	—	—
			上記以外の地域	50	1.1	中	33中	45中	6.6中	6.6	—
		前原味鹿1・2丁目	農業振興地域内の農用地区域		—純	19純	26	—	—	—	—
			上記以外の地域	50	1.1	中	25中	35中	6.6中	6.6	—
		前原西1～5丁目	農業振興地域内の農用地区域		—純	20純	26	—	—	—	—
	上記以外の地域	50	1.1	中	24中	34中	6.6中	6.6	—		
前原南1～4丁目	農業振興地域内の農用地区域		—純	19純	26	—	—	—	—		
	上記以外の地域	50	1.1	中	25中	35中	6.6中	6.6	—		
も	もえぎヶ丘1～3丁目	全域	50	1.1	—	—	—	—	—	—	
	桃山台1・2丁目	全域	50	1.1	—	—	—	—	—	—	
	上記以外	全域	—	路線	市比準	市比準	市比準	市比準	—	—	